

地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議
第9回 議事概要

日時： 平成28年11月29日（火）17:30-20:00

場所： 中央合同庁舎4号館12階全省庁共用1214特別会議室

○吉田参事官

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第9回「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」を開催いたします。

本日は、御多忙の中、御参集いただき、また、このようなちょうど夕食時に集まっていたきまして、本当にありがとうございます。

本日は、藤山委員、辻委員から御欠席との連絡をいただいております。また、名和田委員は途中から御参加との御連絡をいただいております。大臣が国会等公務の都合で十数分おくれるという見込みでございます。

本日は、資金確保、事業ノウハウの取得に関しまして、高橋委員から事例発表をいただくとともに、都市部の取り組みに関しまして、横浜市の深谷台地域運営協議会の松本様からヒアリングさせていただくことを予定しているところでございます。

それでは、最初に、松本副大臣より御挨拶をいただきたいと思っております。

○松本副大臣

どうも皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました担当副大臣の松本洋平でございます。

小田切座長を初めとした委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、本日は御参集を賜り、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

本会議につきましては、委員の皆様方の活発な御議論と御協力によりまして、8月に中間取りまとめを行っていただき、今回で第9回目を迎えるということでございます。いよいよ来月が最終報告ということで、法人化の問題、資金の確保、事業ノウハウなどにつきまして、さらに深い議論を行っていただきたいと考えております。

現在、全国各地におきまして、地域運営組織の取り組みが広がりつつあります。こうした取り組みの先進地域におきましては、住民同士が主体となりまして、住民みずからの発想で地域のさまざまな分野にわたる共助活動を行っており、少子高齢化や人口減少が続く地域の課題解決や活性化につながるものと考えているところであります。

こうした地域運営組織の取り組みが全国各地で生まれ、活動が活性化することが重要であり、そのための具体的な施策を打ち出していきたいと考えております。

皆様方の御意見を踏まえながら、地域運営組織につきまして、よりよい政策を講じてま

いりたいと考えておりますので、本日は活発な御議論をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○吉田参事官

副大臣、ありがとうございました。

それでは、以後の議事運営につきまして、小田切座長よりお願い申し上げます。

○小田切座長

第9回ということですのでどうぞよろしく申し上げます。

先ほど吉田参事官からもございましたように、きょうは4つの議題が用意されております。その中でも、第3番目に都市部の取り組みに関して横浜市戸塚区のドリームハイツ団地における取り組みということで、深谷台地域運営協議会事務局の松本様にお越しいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

時間が8時までということですが、おつき合いいただければと思います。

それでは、1番目の議題になりますが、積み残しになっておりました地縁型組織の法人格について取りまとめさせていただきましたので、事務局より御説明をお願いいたします。

○青柳次長

事務局のほうから資料1に従いまして御説明をさせていただきます。

A3の表形式の資料でございますけれども、これまで委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえまして、各検討項目について委員の皆様方の御意見、現行制度での対応、地縁型組織に関する事務局コメントという形で整理させていただいております。

資料1の2枚目は現行制度での対応の整理表でございますので、こちらのほうは参考までにとということです。

各項目につきまして、事務局コメントを説明させていただきたいと思います。

なお、委員の意見で左側の欄に両矢印がついているところは構成員の管理あるいは作成書類等でございますけれども、こちらは両論おっしゃっていただいていた意見があるということをお記しているものでございます。

まず、検討項目の目的等は、組織の目的、法人の設立要件についてでございます。一番右側の欄をごらんになっていただきたいと思います。 「地縁型組織の活動の多様化に対応し、契約行為、委託事業の受託、寄附金や交付金の受け入れといった経済活動を行うためには、権利能力を取得することができるようにすることが望ましいのではないか」「資産保有を伴わない経済活動を行う組織もあることに留意が必要ではないか」。

地縁性の項目の活動区域については「地縁型組織については、明確な活動区域の設定が必要ではないか」。

構成員でございますけれども、幾つか項目がございますけれども、構成員そのものについては「地縁型組織については、区域内の住民であれば誰でも構成員になれること、相当数の住民が構成員であることが必要ではないか」。

区域外住民の加入については「地縁型組織については、組織の性格上、地域内の住民と地域外の住民を同列に扱い、地域外住民も議決権を有する構成員とすることは適切ではなく、何らかの形で組織に参画するとしても、議決権のない賛助会員のような取扱いに留めるべきではないか」。

団体の加入も区域外住民と同様でございます「何らかの形で組織に参画するとしても、議決権のない賛助会員のような取扱いに留めるべきではないか」。

構成員の管理でございますけれども、「地域運営組織は私的組織であり、結社の自由の観点から、本人の意思表示によらず自動的に構成員となる仕組みは不適當。入会の意思表示が必要であること、総会の招集等に必要であることから構成員名簿の作成は必須ではないか」という整理にしております。

地域代表性についてですけれども、「地域代表性を有する法人であるためには、一定の区域を基礎として、相当数の住民により構成されることが不可欠ではないか。市町村長の認可のような、行政による何らかの認定行為によって、事実上、地域代表性を付与することは可能ではないか。地域運営組織は既に様々な類型で法人化されており、それぞれ実態上は地域代表的性格を有しているところ、今後、これらの既存の法人の活動に制約が加わることのないよう、地域代表性を独占的に付与するような新たな法人類型の創設については慎重な検討が必要ではないか」。

さらに、行政との関係でございますけれども、「地域運営組織は法的には私的組織であることから、例えば認可地縁団体においても、地方自治法上、行政組織の一部ではない旨の規定がされていることも踏まえて、地縁型組織のための法人制度を検討する必要があるのではないか」ということでございます。

大きくガバナンス・第三者保護の項目でございますけれども、意思決定については「地縁型組織については、構成員が多数になる場合において、例えば、農業協同組合の総代会に類する仕組みを設けることも考えられるのではないか。ただし、その場合であっても、意思決定の迅速性・効率性のみならず、他の法人類型と異なり、地域住民の自治の一環という性格を有することにも留意し、一定割合以上の構成員の同意等により、総会の招集を請求できることに配慮する必要があるのではないか」。

登記につきましては「第三者保護の観点から、登記又は告示による公示制度が必要」。

内部監査（監事の設置）ですけれども、「現行の法人類型においては、一律に監事の設置を義務付けておらず、地縁型組織についてもその活動形態は様々であることから、一律に監事の設置を義務付ける必要はないのではないか」。

さらに、作成書類・情報公開等でございますけれども、「地縁型組織については、事業を行う組織のみならず、協議機能のみを担う組織まで多様な活動が想定されるため、全て

の組織が計算書類等を作成する必要はなく、一律の義務付けはしない方が適当ではないか。ただし、事業を行う組織においては、事業実施の確実性や第三者保護の観点から、計算書類等は作成・公表すべきではないか」。

最後に、税制の関係につきましては「税制による支援のあり方は、既に法人化されている組織を含め、法人類型によって異なるものではないと考えられることから、法人格のあり方とは別に議論が必要」という整理でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○小田切座長

青柳次長、ありがとうございました。

お気づきのように、ここでの書かれた項目、そして内容は、そのまま議題の4番目の最終報告と関連し、そのまま書き込まれている部分もございます。その意味で、最終報告のところで御議論いただいても構わないのですが、せつかくこういうふうには体系化されているということもございますので、できたらここでいろいろ議論していただければと思います。記述内容だけではなく、落としている項目があるのではないかと、そんなことがありましたら積極的に御発言いただきたいと思っております。

それでは、委員の皆様方、どなたからでも御意見をお願いいたします。もしよろしければ私から御指名させていただきます。池本委員、NPO法人との関係での記述などもございますが、いかがでしょうか。

○池本委員

NPO法人は一つの法人格、地縁型のNPO法人も可能だということが今回の過程で明らかになりましたので、そのことはきっちりと報告書の中でも具体的に触れて普及していければと思っております。

それから、ここは皆様の御意見も伺いたいところですが、地域運営組織の自動的に構成員となる仕組みは不相当という点、ここは大分議論もありましたので、いま一度、きょう、確認をしておければと考えております。ここが非常に重要なところではないかと思っております。

地域代表性の件についても一言、ここも、ある一つの法人格に地域代表性を付与するというよりは、何らかの基準を設けて、あらゆる法人格で地域代表性を認証のような、認定のような仕組みで付与することができるのではないかと議論も幾つか今まであったと思っておりますので、この点も最後に確認をしておければと思います。

○小田切座長

どうもありがとうございます。重要な論点を御指摘いただきました。

差し当たり、議論を出していただきまして、必要であれば事務局から御返答いただくと

いうことにしたいと思います。ほかにかがでしょうか。

飯島委員、お願いいたします。

○飯島委員

ちょっと長目になるかもしれませんが、申しわけありません。発言をさせていただきたいと思います。

本日お示しいただきました事務局コメント、今、御説明いただきましたものにつきまして、ある意味では筋が通っていると思いますが、最も気になりますのは、これまで各地方公共団体で積み重ねてきた実践と異なる部分があるのではないかと、特に構成員のところは気になっております。今のコメントのところでお示しいただいているのは、区域外住民、団体についていずれも構成員とはしないということでございますけれども、これまでヒアリングでもお教えいただいた部分については、多くのところは、いわゆる準住民や団体というところまで構成員に含めているのがむしろ主流なのではないかと思っております。そういう実践に対して少し小口化が生じるということ懸念しているところでございます。

ただ、団体につきましては、私も何回か発言いたしましたけれども、団体の住所があれば団体そのものが構成員になるというふうにいたしますと、仮に住民であれば住民として参加する上に団体構成員として参加する必要はないだろうと思えますし、住民以外ですと、制度上、無制約にいろんな人が入ってくるということもありますので、団体については排除するということは合理性もあるのではないかと思っております。

それに対しまして、いわゆる準住民のほうにつきましては、通勤者・通学者といった人、実質的な関係を持っている人までも含めるというのは、地方創生施策全体につきましても、二地域居住ということからしましても、活動の持続可能性ということも含めて、そういう方たちも巻き込むという意味で構成員として挙げておられるのではないかとと思ひまして、その点は若干危惧しているところでございます。

これまでの各地域、各地方公共団体の実践を生かすといいますと、前に申し上げたことがあります、今さらということ申しわけないのですが、法律でどこまで定めるのか、条例、さらには各法人の規約にどこまで委ねられるのかということ改めて考えることもあり得るのかと思っております。

法人法定主義は、民法33条で定めておりますけれども、法律事項というのはどこまでなのか必ずしもはっきりしていないように思ひまして、例えばこういった構成員についても議論の必要があると思いますが、各市町村の条例に委ねるという形にして、基本的に市町村に制度の構築、運用について責任を持ってもらうといった制度設計というものこれまでの実践を尊重する意味であり得るのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○小田切座長

どうもありがとうございました。

○吉田参事官

御議論の途中でございますが、山本大臣が到着されましたので、ここで御挨拶いただければと思います。

○山本国务大臣

遅くなりまして申しわけありません。

小田切座長を初め、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、御参集賜りまして、本当にありがとうございます。

3月に会議を立ち上げて、本日を含めまして9回の会議ということでございまして、来月の最終報告の取りまとめに向けて最後の詰めの議論を行っていただいていると思います。

先日、本会議でも発表いただきました小規模多機能自治推進ネットワーク会議の代表であります雲南市の速水市長にお会いし、特に法人制度の創設について改めて要望を受けたところがございます。本日の会議でも御議論いただいているところかと思えますけれども、特に地縁型組織の法人格について法人制度の方向性の具体的な姿が見えてきたところではないかと思っております。

また、法人格の問題以外にも、人材の確保・育成や、資金の確保、事業ノウハウの取得など、地域運営組織がより自主的、持続的に活動していくための課題は多くあるところであり、課題の一つ一つについて本会議において委員の皆様方の現場に即した意見をいただき、最終報告につなげていただきたいと思います。

皆様方の御意見を踏まえながら、地域運営組織についてよりよい政策を講じてまいりたいと考えておりますので、本日は活発な御意見を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○小田切座長

大臣、どうもありがとうございました。

それでは、議論に戻りたいと思いますが、池本委員、飯島委員から意見が出されました。いずれも地縁性にかかわる論点が出たと思います。

一つは、自動的に構成員になるような仕組みが不適當ではないかという議論について、これは反論というよりも議論としてもう一度確認したいということだったと思います。

飯島先生からは、多岐にわたる議論、特に柔軟性といひましようか、多様性といひましようか、そういったものをもっと認めていいのではないかという議論をいただきました。

これは青柳次長に御返答をお願いしてよろしいでしょうか。

○青柳次長

まず、自動的に構成員というのは、いわゆる自治体の住民登録とかであれば当然という話がありますけれども、ある団体に法律上、自動的にという仕組みは憲法上もちょっと問題が出てくるだろうということで、構成員になることはできるのですけれども、必ず自動的になるのは困難であろうというのがまず自動的の話でございます。

それから、区域外住民、団体の議論については、これは他の委員の方々からも御意見をいただければというところがございますけれども、今回、この法人格の議論、最終的に制度化を検討していくことを考えたときに、あくまで地縁型の組織であるということから組み立てていきますと、完全に法律上同列で地域外住民あるいは団体を位置づけるのは、逆にある意味で矛盾するところが出てくるだろうということで、完全同列というわけにはいかないだろうと。ただ、構成員になれないということではなくて、何らかの位置づけは可能であろうということで、報告案のほうでは敷衍して書かせていただいておりますけれども、気持ちとしてはそういうところがございます。事前に各委員の方々にも最終報告案も送らせていただいて、このような整理がよろしいのではないかと御意見をいただいているところもございます。

○小田切座長

ありがとうございました。

飯島先生、今の議論に対していかがでしょうか。

○飯島委員

ありがとうございました。この整理は、もちろん今また改めて教えていただいたところの筋は通っていると思いますが、現場で活動していらっしゃるの方々についてある変更を迫ることになるのを危惧しているところで、それが大丈夫であるというのであればこれだと思っております。

○小田切座長

ありがとうございました。

先ほどの御発言の中にも、どうしても地域外住民の加入ということになると外から乗っ取られるという、そんな意識になるわけですが、そうではなく、二地域居住が活発化する中で、むしろ積極的に位置づけてみたらどうかという新しい論点を出していただいたように思います。このあたりも含めて、自治体の現場の皆様方から、直接かかわらない論点でも構いませんが、御発言をいただけますでしょうか。

矢野町長、お願いいたします。

○矢野委員

先ほどから構成員の話があるのですが、構成員の事務局コメントの中に、相当数の住民が構成員になることが必要ではないかという、相当数ということはどういう意味か、8割から9割というふうな認識になってきますね。余り数字的に圧力をかけるようなことを最初からするのではなしに、小さなことから、できることから、少人数から始めていくという、まずは動くことが大事であろうと私は思っています。それから議論をしながら充実させていく。将来的に相当数の住民が構成員になることが望ましいのではないかと、必要ではないかということになってくる。最初から相当数の人数が要るのではないかととられてもいけないという思いを持っています。もっと幅広くスタートできないかという思いを持っていますが、いかがでしょう。

○小田切座長

ありがとうございます。

幾つかのお話を聞いた上でお答えいただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○務台政務官

地域代表性に関して、地域運営組織は一つ想定するのか、あるいは複数想定するのか、それで切磋琢磨するということがあり得るのか。よく町内会で、あの人がいる町内会の活動には参加できない、そういうことを言う人もいるのですが、今回、割と新しい類型をつくる場合には、その地域に2つあるいは複数の地域代表性を有する組織をつくるということがどういう議論があったのか、委員の皆様方の意見を聞きたいと思います。場合によっては、マイナスの効果を考えると、政党別にできる、これは余りよくないと思いますが、そこら辺の議論を乗り越えてどういうお考えがあるのか、伺いたいと思います。

○小田切座長

いかがでしょうか。

加本委員、お願いいたします。

○加本委員

地域運営組織ができるということは、つまり、これまでの集落が非常に疲弊しているということで、それを束ねた昔の村単位程度の組織になっていくということですので、いろんな方向性にこだわってではなくて、集落はそれほどたくさんあるわけではないので、それを束ねて、新しい方向を出して、それぞれが活力ある地域をつくっていきこうということですので、現在も余りそれにこだわっておらず、私たちも構成員名簿をまとめて人数を出してはおりません。ただ一定の区域で集落を束ねて、その地域の新しい組織を立ち上げようという動きですので、そのことはあまりここでも論議していないし、当然その地域は一

つのまとまりとして次のステップを歩まなければいけないという感覚を現場のほうでは持っております。

○小田切座長

今の論点にかかわっても、あるいは少し広げても構いません。

牧野委員、お願いいたします。

○牧野委員

地域代表性の議論というのはなかなか難しく、飯田市でもかなりいろんな議論がなされています。務台政務官がおっしゃるように、自治会自体がその地区の代表であるということで、そこだけの話を聞いていけばいいのかということなかなかそういうものでもないというところもあります。

飯田市の場合ですと、自治法上の地域協議会を一応使って、自治会の皆さん方の推薦する代表の皆さん方、大体、自治会の役員の皆さん方とダブるのですが、その方が7割ぐらい、あとの方は、推薦をされて、あるいは自分で手を挙げてきて、実際に地域の中でそうした人たちでいだろうという話の中で地域協議会の構成をして、そこで地域の課題を話し合うという仕組みもつくってきているところでもあります。確かに地域運営組織に入らない方々を排除するようなことについては慎重に考えなければなりませんし、ちゃんとそういった皆さん方の意見も聞けるような仕組みはつくっていかなければいけないのではないかという考え方を持っております。

○小田切座長

ほかにはいかがでしょうか。

今の政務官からの御質問については、地縁型の地域運営組織が少なくとも一つの地域に2つ、3つ重なって存在するということを前提にして我々は議論していないと思います。ただ他方で、既存のNPOの活動などを排除するようなことであってはならない。その両面を意識して、最終報告にも実はその辺をにじみ出して書いてあるわけですが、そんな議論の方向性ではなかったかと思います。

全体的にいかがでしょうか。まだ議論になっていないのがガバナンスのところですね。農協と同じような総代会の仕組みをつくってはどうか、そんな提案もあります。

加本委員、お願いいたします。

○加本委員

どちらかと申しますと、市内全域がおおよそ地縁組織で土着した状態で動いております。今おっしゃる団体の扱いとか、それに関連して意思の決定の関係、これなどは農協の総代会といった格好の道でもないと、人数が多い場合でも総会を全員参加でしなければなら

いというような話になり、難しい部分があるので、やはり総代制という格好で定数を設けてやっていくとかなければ総会自体が開けないということもありますので、これは合理的なやり方かなと思っております。

地域外の関係については、ダブるかもしれませんが、地域内の住民と同じような権利をもつというのは難しいだろうということで、ここにまとめてある事務局コメントはおおむねいい方向ではないかと思っておるところでございます。

○小田切座長

ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、4番目の議題でも議論できるころではありますが、先ほど申し上げましたように、ある種の体系性の中で議論できるようなペーパーが用意されておりますので、もしよろしければ今の段階でいろいろ出していただければありがたいと思います。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員

税制については法人格のあり方とは別に議論が必要というふうに最後にまとめられていますが、税の優遇とガバナンスというのは切っても切れない話なので、NPOでも今いろいろと問題になっています。組織の規模が全く違う億の単位から数万円の単位までが同じ情報公開で同じ優遇というところが規模感によって分かれてもいいのではないかという議論もNPOの中では起きていますので、こちらのほうも情報公開や内部監査等の義務づけの段階を少し設置してもいいのかなと思います。その段階によっていろいろ税の優遇等も変わっていったら、自分たちに合ったものを選べるということも一つアイデアとして考えられるのではないかと思います。

○小田切座長

新しいアイデアをいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

先ほどの飯島委員からの問い、特に現場の皆様方への問いはいかがでしょうか。地域外住民と同列に扱わないという方向性が出ておりますが、場合によったら同列に扱うということもあり得るのではないかと、そんなことの必要性はないかどうか、そういう問いがありました。いかがでしょうか。

矢野委員、お願いいたします。

○矢野委員

私どもの町の取り組みの中では、地域住民が結制度を中心にまとまっているという組織

体でもありますから、そういう面では、自分たちのことは自分たちでやるのだという意識の中で動いてきています。そして、いろいろあれば、町外者にアドバイザー的な役割として加入をしていただく、指導していただくという体制で動いていますので、直接組織に入って頂き活動するという場合と、外からの視点というものを大切にしながら、必要な時に指導頂くという、そういう手法を持っておけば、あえて最初から町外の人を入れて動いていくということをしなくてもいいのではないかと、地域の自主性と自立ということを求めていくなれば人との関わり方が大切ではないかと思っています。

○小田切座長

ありがとうございました。

牧野委員、お願いいたします。

○牧野委員

ガバナンスの話はなかなか難しいところで、飯田市におきましても、各地区において大分違うところなのですが、ここで書いてあるような農業協同組合の総代会というやり方は、ある意味でトップダウン的になる可能性もあって、本当にその地域にとって、まさに今、矢野委員からも話がありました自分たちの地域は自分たちでつくっていくという自主自立の考え方というものをしっかりと保持できるかどうかということについては、かなり慎重に考えなければいけないところかと、そんな気がします。

注意しなければいけないのは、地域運営組織というのは普通の皆さん方は余りやりたがらない。あるいは、やっても自分はせいぜい2年か3年と決めて、後はよろしくという形で回っていくような状況が多いのです。そうでない場合は、逆にそれこそ10年であろうとトップにとどまって、トップダウン的な形でやることになり、そうすると自主自立の考え方がしぼんでしまう。そういったガバナンスになる可能性も秘めていますので、ここは慎重な取り扱いが必要ではないかと私自身は思います。

○小田切座長

貴重な意見ありがとうございました。

そうすると書きぶりとしてはいかがでしょうか。「総代会に類する仕組みを設けることも考えられるのではないか」というこの書きぶりです。

○牧野委員

それは別にいいと思います。ただ、さっき申しましたように、ガバナンスは慎重に、地域のまさに自主性にのっとって考えていくべきものであるということは押さえておいたほうがいいのではないかと私は思います。

○小田切座長

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今言っていただきましたように、この意思決定のところと地縁性の構成員のところは当然リンクするということになります。飯島先生の御提案もそういうことともかかわると思います。飯島先生、構成員の区域外住民の加入の書きぶりが「議決権のない賛助会員のよ様な取扱いに留めるべき」、この表現がほかと比べて強い、そんなニュアンスもあるのでしょうか。

○飯島委員

そんなにこだわるつもりではないのですけれども、この地域運営組織の活動は自治基本条例がつながってきて、自治基本条例は、地方自治法が区域の住民に構成員を限っているのに対して、準住民まで広げているというところに一つの特徴があるのではないかと、地域運営組織もそこを特徴として大事にされているのではないかとというふうに思っておりましたので、ちょっとそれを申し上げたのですけれども、それはないという話でもございますので、それでしたら別に結構でございます。

ほかの点で、地域代表性ということにつきまして、私はずっと考えていて、まだわからないところがございます。地域に一つの地域運営組織であるという地域単一化であるならば、社協のような恐らく過半数参加要件で足りるだろうというふうに思いますし、もう一つの段階で、ほかのカテゴリーの排除をしないというのが今回の最終報告案でも出されているところで、それはそのとおりなのだろうと思いますが、加入していない個人に対して地域代表性というのがどのようにかかわるのか非常に気になっているところでもございます。前に名和田先生が、まだお越しいただいておりませんが、建築協定とのアナロジーというのも持ち出されていて、加入していない人に対して何らかの押しつけ的なことが働く、失礼な言い方ですが、個人に対して自由を損なう形に働くところではないかということで、地域代表性についてまだ理解がよくできていないというところでもございます。

○小田切座長

今の点については、先ほどの矢野委員からの相当数の住民の相当数のイメージの御質問とも絡むところだと思いますが、青柳次長、お願いしてよろしいですか。

○青柳次長

まずは、相当数というのは数とかを決め打ちで考えているわけではないのですけれども、務台政務官からも並立したらどうするのだというところがありました。同じエリアに関して地縁型の法人格を持つ新しい法人が幾つもでき上がるというイメージは持っていない。

それは裏から、どういう意味かというところ、区域内の住民がある程度構成員として参加することが法人格を検討する上で要件になるのではないかと考えたということです。相当数というところはまだ決められないとは思いますが、今後よく議論が必要だろうというところでもあります。

それから、地域代表性の議論というのも、やはりこれまでの御議論の中で、地域のことは住民みずからで決めるということと、行政との関係にある程度関連づけるという意味で地域代表性というふうに認識していたものですから、今回は、区域を基礎、あるいは相当数の住民、さらに市町村長との関係での何らかの手段というあたりで担保することになるのではないのか。

なお、飯島先生から、参加していない住民との関係というのがございましたけれども、建前論からいくと、構成員ではない者に法的効果を及ぼすということはないわけではあります。ただ一方で、地域のことは自分たちで考えましようというところ、矢野町長から、最初少人数からでもまずスタートすることが大事だと、言ってみれば入っていない住民の方々にも何らかの事実上の効果をもたらして、どんどん参加してほしいという気持ちもあるでしょうから、これは法律論というよりも実情の話ということになるかと思えます。柔軟な対応であるというニュアンスは今回最終報告でどこまで書いているのかというところがありますが、書きぶりなども工夫はさせていただきたいと思えます。

繰り返しになりますけれども、同一の法人制度で地縁型といっておきながら幾つも出現するということは余り想定していません。ただ、他の法人制度、NPOであれ、社団法人であれ、株式会社であれ、そういうものが幾つも並立してあるということは、現行でもそのようなのですけれども、今後もそこはそうだと。ただ、地縁型組織を制度化しようとした場合には、それが同じ地域に幾つも出てくるのはなかなか説明は難しいだろうということがございます。

○小田切座長

今のお答えに対していかがでしょうか。

加本委員、お願いいたします。

○加本委員

例えば経済活動だけの話をしますといろいろありますけれども、地縁組織は通常、自治会などでいろんな課題が出てきたものをこの組織ではまとめて対応することができます。具体的に申し上げますと、災害が起こったときに加入者はいろんな面で援護する。ただ、そこに住んでいるが組織には加入していない、そういう人であっても仮に援護は頼まないと言われていても、きちんと把握しておき、プライバシーの問題だから出すなと言われていても、人命にかかるような万が一のときには消防のほうに、あそこには誰がいらっしゃるという必要がある、そうした情報もつかんでおく必要があるわけです。行政がやる

べきことの一步先を我々が把握しながら地域を運営しているというのが実態です。そのあたりをご理解いただき、当然やらざるを得ないところは本来行政がすべきことであつたとしても、我々地域の問題として現状把握をし、安全・安心な地域づくりをするということもありますので、そのあたりは理解して欲しいと思います。

○小田切座長

ありがとうございます。

予定している時間を過ぎておりますが、牧野委員。

○牧野委員

例えばの話、ある地区におきまして、アパートがぼこぼこ建っていったとして、そこに地域外からどんどん住民が越してきたとして、そういった皆さん方とどういった関係をつくっていくかというのが一番わかりやすいと思います。そうしたときに今までの地域の自治会あるいはまちづくり委員会に加入していただいて、そこで一緒になって地域のことをやっていきましょう、有事の助け合いあるいは福祉の助け合い等も含めてやっていましょうということができれば、それが一番理想だと思いますが、なかなかそこがそういうふうにはいかないわけです。

個人個人を回っても、日中、人がいなくなったり、あるいはあからさまにそういうものに入りたくないと言われたりということで、そういった皆さん方とどうやって地縁組織等の関係をつくっていったらいいのか、多分地方ではどこでも、一番大きな課題なわけです。そのところに、そういったことに対して例えばこういうやり方がありますよというものが出来れば、私どもにとっても非常にありがたい、メリットのある話になると思います。

○小田切座長

ありがとうございました。

全体的に見れば、加入しない者に対して実践的にも制度的にもさまざまな配慮が必要だという御意見が出たと思います。そういう方向性での議論が提起されたと私自身は思っております。いかがでしょうか。

それでは、先ほど申し上げましたように、最後でもう一度議論できますので、言い忘れたことはそこで補足していただきたいと思います。

2番目の議題に移っていきたいと思います。これも積み残しの課題であります。地域運営組織の資金確保や事業ノウハウの取り組みについて最後に議論を深めてみたいと思います。

人材育成に引き続き、高橋委員に御足労いただいております。「きらりよしじまネットワーク」の取り組みはやはり先進的ですので、ぜひ御意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。恐縮ですが、15分以内でよろしく願いいたします。申しわけ

ございません。

○高橋委員

改めまして、こんにちは。

それでは、「きらりよしじま」の財源確保とその運用であります。それについて活動内容を御説明したいと思います。

(PP)

「きらりよしじま」の活動はこの5カ年の地区計画によってそれぞれ事業化されております。基本的に30年先の構想という形で、5年間で6分割して30年先を検証するという形で、計画に基づいた54事業を各部会ごとに展開しているところであります。

(PP)

収支と財源でありますけれども、事業規模は5,000万から6,000万程度であります。これは県あるいは町からの委託でありまして、全世帯加入のNPOとして住民からの会費、寄附、それから、国や県に積極的に事業提案をしながら補助金あるいは委託金を獲得し、地域課題を解決するための事業という形でやらせていただいているという部分があります。

(PP)

住民活動を支援するために、地域の住民や企業が寄附をするという形で地域づくり基金の積み立てをしております。NPOの活動とは別に基金の運営委員会をつくりまして、ここに住民が寄附をしていく。「きらりよしじま」としては、事業会費でありますから、全ての事業とは言いませんが、ほとんどの事業が受益者負担であります。住民がそのサービスを維持していくために会費を出して運営をしていくという形で、事業には高齢者の活動から子供たちの活動までほとんどが会費が発生するということです。その会費や基金の中から、自治会単位、公民館単位、住民の福祉活動、女性活動、青少年の活動に対して幾ばくかの助成金を出す。地域を統治する組織ができてしまうとどうしても集落単位がそこに依存しがちになってしまいますので、ある程度自治会、活動団体に対しても競争させながら、事業を活性化してもらいたいという思いでやっています。ほとんどが5月に募集をかけるのですが、1週間で申し込みがなくなってしまうという形で、最近住民が積極的にこのお金を活用しながら地域の中で事業を展開しているというところがあります。

(PP)

企業との連携をしながらコスト削減していこうという形では、コンビニの中に産直を入れたり、高齢者の居場所であったり、ミニデイサービスは企業のあいている時間や場所をおかりして運営をしています。生活支援のツールについても企業さんと連携することによって無償で提供していただいているという形で、これからも外の力を使いながら、先細りしていく地域を運営していくためには企業との連携は欠かせないものだと思います。

(PP)

補助金や助成金の申請であります。やはりさまざまな事業提案ができる地域ですね。

委託や事業展開した中で成果を普及していく活動が必要であります、地域もこれから営業力をつけていかなければいけないと考えております。営業力とは何を指しているのかというと、やはり社会に一石を投じるような事業提案であったり、あるいは住民が総出で実践できる質と体力を見せていかななくてはいけないのではないかと考えております。

(PP)

そんな意味で、地域の若者にも財源確保の研修を実施しております。住民がやりたいことをやっていくために、特に若者にとっては財源の確保から、ある程度の社会教育の範疇で自分たちの企画というものをどういうふうに起こしていくか、これは吉島の若者だけではなくて置賜地域全体の若者にもこのような研修を実施しているところでもあります。

(PP)

地域の中のコスト削減ということを考えれば、自主防災の組織もありますが、自主防災として備蓄・資機材を持ってしまいますとランニングコストがかかってしまいますので、地区の商工会と防災協定を結んでおります。有事の際には、食料については地域の4つの商店、コンビニ、JAが提供する。仮設のトイレ、燃料は商工会に加入している建設関係が提供する。実際これも訓練を通して確認し合うという形もやっております。

(PP)

女性の起業アシストですが、住民が起業することをアシストすることによって地域課題を解決する場所で生活支援の担い手になってもらうという形では、地区に2つの加工場があります。これも「きらりよしじま」が支援して立ち上げた加工場です。総菜、お弁当の配食サービスであったり、集落単位の公民館を使っただいて地域食堂、これは居場所であったり、生活支援の担い手として住民が彼女たちがつくるものを買って支えることによってこういう活動が外にも波及していくという取り組みもしているところでもあります。

(PP)

地域の若者が高齢者の所得向上をサポートしていこうということで「農道百笑一揆」という農業青年グループがありますが、現在15人で活動しております。地域の高齢者がつくる農作物あるいは手仕事の販売委託を受けまして、ことしは東京の北千住のほうにチャレンジショップを置いています、あと、レストランのほうに食材の提供、それから、野菜のお任せパックなども東京の特養の施設が定期的に御購入いただいたりして、若者と高齢者がうまくつながって高齢者の所得を上げていく。

特に高齢化が進むにつれて生活がかなり厳しくなってくるという部分では、ある程度高齢者も所得をとれるような生きがいや経済的な支援について若者が背中を押していこうという取り組みがここにあります。

(PP)

それから、生活支援チケット事業ですが、これは地域通貨であります。利用者の方は地域の高齢者であったり、家族を田舎に残して都会に住んでいる方が、罪滅ぼしではないのですが、田舎の家族のために購入して、そのサービスを使うという取り組みもやっております。

ます。ここでは30分500円で有償ボランティアではありますが、家の周りの草むしり、掃除、洗濯、料理をつくって一緒に食べるなどの支援を受けることができます。担い手が地域の元気な高齢者であったり、ハンディキャップはあるけれども、2時間、3時間程度だったら自分もそこで働ける、そういう方の就労支援も含めまして、この活動をことしから展開しているところであります。

ことしは地区全体の中で実証実験をしておりますが、来年度以降、町であったり、3市5町のエリアの中で若者の雇用の場所という形でも展開できるのではないかと考えているところであります。

(PP)

地域づくりを高度化していくためには、プランをつくりながら、住民がそれを検証してレベルアップする仕組みをつくらないといけないと思っております。スタートアップの中では、地域連帯の構築、計画、やれることの実践であったり、4年から7年のスパンであれば、ランニング、改善すべきところを変えながら新しいトライアルをしていく。8年以降については、それをビジネスや雇用の創出につなげられるような仕事づくりに展開していき、それを普及していくという形です。

スタートアップについては行政の補助金なり助成金もあるのですが、ランニング、高度化についての支援制度がまだありませんので、長期のスパンで考えた場合に、それに並行した支援策が今後求められるのではないかと思います。ただ、それも企業や大学との連携をうまくつなぎながら支援策をつくっていくというところでは、中間支援のプラットフォームをきちんと構築していく必要があると思います。

以上、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小田切座長

どうもありがとうございました。一つ一つが先進的な取り組みで、お話も非常に含蓄のあるもので、それをごく短時間にお話しいただきました。本当にありがとうございます。

それでは、皆様方から御意見、単純な御質問というよりも後ろのほうの最終報告にどのように書き込んでいくのか、そんなことを意識した御質問であればとりわけありがたいと思います。

私から一点です。スライド4に収入と支出がございますが、後ろのほうで企業や個人からの寄附というお話がございました。その他が寄附になるのでしょうか、あるいは寄附が今後どのような可能性を持っているのか、最終報告の書きぶりにもかかわると思いますが、御意見をいただければと思います。

○高橋委員

寄附の部分については一般の財源の中に計上してありません。基金運営委員会というのを別枠でつくっております、地域の各種団体が参加しながら運営していくという形でや

っております。NPO法人としても基金の積み立てに寄附をする形もとっているところです。これは、地域づくり全般に活動できるような財源として、NPOが管理するのではなくて、住民のさまざまな人たちが寄附しながら運営していこうというような形で、平成18年に別枠でつくったところであります。

○小田切座長

別枠に地域づくり基金というのがあって、規模はどのぐらいなものでしょうか。

○高橋委員

今、600万円ぐらい。

○小田切座長

年間600万円のフローがあるということですか。

○高橋委員

そうです。「きらりよしじま」の事業に参加された方がこのサービスを継続してほしいという形で寄附される方が多いということです。今まで一番多いのは500万の寄附です。その寄附をいただいたのをきっかけに基金という形で積み立てを始めたということです。

○小田切座長

ありがとうございました。

それでは、皆様方からいかがでしょうか。

牧野委員、お願いします。

○牧野委員

後の書きぶりのところとかかわってくるのですが、行政サービスの担い手としてこうした活動をされていくときに、どういった観点でここはやはり我々がやったほうがいいのではないかと着目してやってきているのか、教えていただけますか。

○高橋委員

基本的には4つの部会構成の中で地域づくりの事業計画を起こすわけですが、そのワークショップの段階でこういうサービスが必要ではないかという意見が出ますと、それを事務局が整理して企画に反映していきます。運営するための予算的な措置についても、行政であったり、あるいは行政でなかなかその予算がとれないという場合には財団であったり、そういうところから引っ張ってくるような格好になると思います。最初にトライアルをやって、その後に住民がそれにお金を出して参加できるような仕組みをつくるわけです。

○牧野委員

行政サービスなので、こういったことは市町村にやってほしい、従来であればまずそういう要望活動をやって、なかなかいい返事が来ない、そうであればどうするか、もっと言うのか、それともこれは自分たちでやっていくしかないと考えるのか、そもそもそんなことをせずに、こんなものは自分たちでどんどんやっっていこうと考えるのか、そのあたりはどうですか。

○高橋委員

地区計画を策定するときに、住民がやること、協働でやること、行政がやること、一応整理はするのですが、住民の声を拾って整理していくと、ほとんどが自分たちでやれるのではないかというところに集約されていきます。例えば今回のサービス事業であったときに、利用する高齢者の負担減をするために、将来的にはその分の負担を何%か行政のほうでできないかというのは今後の取り組みだと思いますが、そんな形の動きはあります。

○小田切座長

牧野委員、コメントをいただけますか。

○牧野委員

後の話にかかわってくるのですけれども、ぜひ今のような話をちゃんとこの中に入れていってほしいのです。つまり、行政サービスの範囲というものを誰が担っていくかということに対して、受け身ではなくて、むしろ自分たちができることは自分たちがやっっていくのだという考え方をもっと全面的に出していってもらえればと思います。

○小田切座長

ありがとうございました。

地域運営組織の位置づけにもかかわる議論だろうと思います。第4番目の議題のところぜひ議論させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

矢野委員、お願いいたします。

○矢野委員

すばらしい仕組みをつくられていると思います。地域づくりに住民の目線というのは、課題解決もですけれども、不安の解消から入ってきているのではないかという思いを持って聞かせてもらいました。そして、これだけの事業をやっっていくという中では、人と人をつなぐ、人のきずなを大切にする仕組みというのが重要になってくるのではないかという

思いもしながら、その中で、今、企業もそうなのですけれども、企業は地域貢献によって経営の考え方が変わってきているのではないかと考えています。地域貢献によって支持され発展する企業というのが多くできてきているのではないかと。

その一つで私どもの組織の中では、高知市と私の町とは車で90分ぐらいあるのですが、そうすると田舎は生活用品等の単価がおのずと変わってきます。ところが、その企業は同じ単価で販売できる、申し込みできる制度を活動組織に与えていただいている。なおかつ、10%の手数料をいただける。企業との連携の中で人と人をつないできたという部分がそういうふうになってきていると思っています。まさにこの事業もそういう財源確保というのは大きくこれからは中心になってくるのではないかと。まだうちは3年、始まったばかりですから、そういうところのいいプログラム、資料ではないかと考えています。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋委員から発表いただいたこれがそのまま報告書の論点につながっていくような、そんな報告をいただいたと思いますので、大切にしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、3番目の議題になります。松本さん、大変お持たせしました。夜遅く呼びつけて長い時間拘束して、大変申しわけございません。

先ほど申し上げましたように、戸塚区にありますドリームハイツ団地で活動されております深谷台地域運営協議会事務局松本さんより御報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本様

よろしくお願いいたします。松本です。

時間が短くて15分ぐらいでは40年の歴史を話せないのですが、このリーフレットは、私たちの町に私たちが一つずつ必要に迫られてつくってきた団体の紹介を開設順に書いていますので、これを参照していただきながら、簡単に40年の歴史をお話ししたいと思います。

きらりよしじまさんは計画をしっかりと立てていらっしゃるのですが、私たちは、目の前に必要があって、一人のSOSとか困っている声を拾いながらつくってきた地域です。

(PP)

ドリームハイツの概要ですけれども、1972年から1974年に横浜市戸塚区の西部に県と市の住宅供給公社が分譲した高層集合住宅です。最初のころは8,000人ぐらいいましたけれども、今は4,670人で、ひとり暮らしもどんどんふえ、今、ひとり暮らしと二人暮らしが中心です。高齢化率はことし49%ということで、間もなく限界団地です。2つの自治会と管理

組合で成り立っています。

(PP)

ドリームハイツができたときには、ほとんど30代前後の家族が入ってきたのですけれども、幼稚園が1つと小学校が1校あるだけの地域で、ほかに何もなかったところでした。まずは自分たちの子供に必要な、私も40年前は若かったので、子供たちもたくさんいまして、幼稚園をつくり、保育園をつくり、学童保育をつくりということで、子供のことを中心に始めました。

(PP)

それから10年たちまして、高齢者や障がい者を対象にした取り組みを始めました。食事サービス、家事・介護の支援、高齢者の居場所やコミュニティカフェをつくり、障がい児の放課後支援、障がい者の作業所をつくってきました。これも先ほど言いました一人の声、一人のSOSから始まった活動です。

赤い字で「小さな拠点」と書いたのですが、これは中間報告に小さな拠点とあったので、同じかなと思ったのですが、ちょっと違っていました。私たちが言っているのは、居場所とか、人と情報が交流する拠点、例えば空き店舗、空き教室とかあるものを使って、今そういうのが5カ所あります。

(PP)

福祉だけではなくて、ドリームハイツに隣接したドリームランドが2002年に閉園した後、中古車のオークション会場になる予定だったのですけれども、住民挙げて反対しまして、今はすてきな野球場、公園、霊園、さらに薬科大学ができて、とても住みいい環境になっています。それは住民が総力を挙げて戦った結果だと思います。

(PP)

協議会ができる前に、協議会をつくる下地があったと思って振り返ったのですけれども、そこに書いてあります「ドリームハイツ地域のつどい」には10団体が緩やかにネットワークを組んだり、「福祉連絡会」や「ふらっとステーション」を立ち上げる前の福祉団体というのは、必要に応じて連携が組める、緩やかにつながる、そういう地域がそれまでにできていました。

これを振り返っていきまして気がついたのですが、1995年に、団地ができて20年、自治会ができて20年たつのですけれども、20周年行事を何にしようかという自治会のアンケートでは長期ビジョン策定が圧倒的多数で、それはすごいなと思います。そこで4年間かけてビジョンづくりをしました。名和田先生にも協力いただいて、名前が記されています。

(PP)

2007年にドリームハイツ地域運営協議会ができたのですけれども、これも地域の要請と行政の要請が合体したというか、私たちも幾つかの団体をつくりながら、最初は燃えて活動していましたが、だんだん地域のニーズが見えなくなり、どういう方向性を持ったらいいかわからなくなってきたのです。それで自治会にアンケートをとってほしいということ

を要請しましたら、自治会は受けてくれたのですけれども、お金はない、知恵はないということで困って区役所に相談に行きました。そうしたら、ちょうど横浜市がエリアマネジメントの制度が始まるから、それを使ったらどうかということで、行政の要請と地域の要請が一致して「ドリームハイツ地域運営協議会」が発足しました。それには、自治会が2つとNPOや任意団体が入っています。最初は8団体でした。5年たって深谷台小学校エリアに地域を広げまして、今、16団体が入っています。3自治会とNPOや任意団体です。

(PP)

ドリームハイツ地域運営協議会では、さっきも言いましたように、住民アンケートが真っ先に取り組み、住民主体で設問もつくりました。もちろん行政や慶應大学、専門家の協力も得ながらアンケートをとったのですけれども、後にも先にもない95.5%というすごい回収率で、それも住民挙げて、バスで隣り合わせになったら「アンケート出した?」というのが合い言葉になるぐらいみんなのものになって、それが結果につながるのですね。報告書に出たことをみんなが自分たちの団体に持ち帰って生かしていこう、これを取り組もう、ないものはつくり出そうという動きになりました。自由記入も1,000何項目あったのですけれども、それを読み込みながら、これをやろうということで各団体が動き、協議会ができたことは、とてもまちづくりが大きくステップアップした出来事でした。

(PP)

こちらの中間報告でもありました協議機能と実行機能ですが、私たちも最初は混然一体で話し合いながら実行したりしていたのですけれども、だんだん分担するようになって、今は協議会ではほとんど協議だけで、課題共有が一番大きな議題になっています。いろんな提案や相談があると、それをみんなで共有する場が協議会で、実行部隊は、そこにありますように、いろんな団体、自治会が取り組んでいます。

(PP)

アンケートをある程度定期的にとっていますとニーズが変化しまして、20年前、1996年には公共交通機関は全然なくて東京に通勤する方たちは大変だったのですけれども、今は通勤者が減ったり、原宿交差点が立体化したりで少し解決しました。

次に、ドリームランドが閉園になってその前にあったスーパーがなくなったので、スーパーがトップだったのですけれども、今はスーパーができました。

2007年のアンケートでは、ひとり暮らしの高齢者の見守りがトップ、それを受けて「見守りネットセンター」ができました。

2015年、去年やったのでは、ライフラインが欠如したときの災害時がとても不安だということと、介護保険の改定を受けて自分は何が協力できるかということもアンケートの項目に入っていました。何と3,400件ぐらい、それこそごみ出しとか、電球をかえたり、話し相手、そういう小さな協力も含めて、たくさんの協力の申し出がありました。

ただ、2012年に子育て世代にアンケートをとった結果が小中学生の居場所が欲しいということだったのですけれども、それにはまだ十分取り組めてはいないのですが、プレイパ

ークが毎月始まっています。

(PP)

それから、協議会ができて実現できたことの一覧表を出しました。学校と連携ができたため「地域交流室」ができ、「アフタースクール」という子供たちに地域の人が勉強を教えるというもの、「ボラティアバンクえん」という日常生活支援をする団体ができたり、広報紙が出たりしました。個人やグループ、団体で話し合っていたことが地域全体で共有できるようになったということが一番大きいと思っています。

(PP)

これまでの活動は自分たちだけでやれたわけではなく、行政、専門家、大学、中間支援組織、そういういろんな協力を受けて、おかげさまで続けてこられました。

(PP)

人とお金なのですけれども、ドリームハイツで自慢できるのは人材だけだと言っていたのですが、ごらんとおり、こうやって担い手が高齢化しまして、一つの大きな課題です。去年から取り組んで実現したことが、福祉の3団体が統合合併して事務局のスリム化が図られたり、協力する人もいろんな場面を選べるということで、これはよかったと思っています。

あと、活動を始めたときは制度がなかったのが幾つかあります。例えば障がい児の放課後支援、子育て支援は、制度ができたために最低賃金を保障され、働く場になって、今、若い人たちはそういう制度に乗った活動にどんどん参加しています。ただ、制度に乗らない活動は、時給と言ったら怒られそうですが、1時間250円とか300円で働いています。

それから、来年、横浜市では介護保険の改定の部分で総合事業が始まると思いますが、そういうので少しお金が入るように、今、準備しています。

さっききりよしじまさんの話を聞いて、こんなにいろんなことができるのだと思ったのですけれども、私たちもコミュニティービジネス、企業との連携、ファンドとか、いろいろ考えたり取り組んだことはあるのですが、なかなかうまくいかなくて、お金がきちっと地域で回るといのはまだまだ難しいと思っています。

(PP)

リーダーなどの世代交代なのですけれども、私が担当していた団体はおかげさまで10歳ずつ若い、今、60代の方が頑張ってリーダーになっています。40代、50代はとても忙しく働いている方が多くて、女性も単親単身の人が多かったりするので、なかなかリーダーには難しいけれども、部分的には参加してくださっています。

行政との関係なのですが、ドリームハイツができて最初の子供のことで市役所に何度も行きましたけれども、消耗するだけで終わっていた年が何年かありました。ただ、行政も変わって、パートナーシップ事業や協働事業が中心になり、市民もただ行政に要望するだけではなくて自分たちでやろうということで、市民の意識も変わってきました。今、いろんな協働事業がうまくいっていると思っています。

協議会ができて、私もずっと、行政が持っている情報が欲しいと言いつけました。行政はいっぱい情報を持っているのですけれども、「あなたなんかは何で見せないといけないの」と最初は言われました。でも、今は人口動態とか、いろんな情報をいただけて、それを力に活動が進んでいます。

あと、いろんな政策提案をしたり、ファシリテーターの派遣をしてもらったり、いろんなことで行政の力をかりられるようになりました。

地域はおもしろいと思っているのですけれども、なかなかやめられなくて、地域は生き物で日進月歩というか、人が動き、お金も動き、地域も動くということで、とてもおもしろいのですが、今、取り組んでいることは、国を挙げて認知症の取り組みが盛んですが、私たちの地域でも認知症を「むーみん」などでは重点的に取り組んでいます。

(PP)

ドリームハイツの団体というのは一つずつ団体が独立していて、人もお金も運営するのもそれぞれ一つずつ違っていました。少し人が重なる部分がありますが、それが今だんだん横につながって、これからいろんな窓口が一本化するほうがいい、情報が一元化するほうがいい、例えば鍵を預かるところが1カ所あるといいということで、防災や個人情報保護、いろんなことで窓口を一本化したり、センターのようなものができるといいということと、借りている拠点がそれぞれ老朽化してきているので、それが複合施設になればいいということで、今そういう話し合いをしています。

きょうは、きりりよしじまさんに出会えてとてもうれしいのですけれども、私たちは本当に手探りで目の前にあるものをこなしてきただけなのです。これから限界団地を惨めな団地にはしたくないと思っいろいろ考えるのですが、なかなか正解はなくて、あらゆる人の力をかりて、教えてもらおうと思っています。例えば取材に来た記者の方、勉強に来た学生の方、いろんな方に、あなたならどうする、どう考えるというように意見をもらったり、助けてもらったりしています。きりりよしじまさんにまずは感謝したいのですけれども、きょう出会った皆さんからも、そういう知恵とか力をおかりして地域づくりをこれからも進めていきたいと思っています。

ありがとうございました。

○小田切座長

松本様、どうもありがとうございました。

非常に奥深い話、感動的な話をいただいたような気がします。私も農山村を中心にこのような研究をしていたわけなのですが、都市部とどのような共通性があるのか、場合によったら異質性がどこにあるのか、当然共通性はたくさんあると思うのですが、それがどこまで共通なのか気になっておりました。今回は、そんな論点にかかわるの御報告をいただきました。

御報告の中でもお名前が出ましたが、名和田先生がかかわりをお持ちだということで、

名和田先生、コメントと同時に、もしよろしければ先生の知見の中で、松本さんに御報告していただいた事例が都市の中でどのように位置づくのか、都市の典型的なものなのか、あるいは都市の中では他に類型があるのか、そんなことも含めてコメントをいただければ大変ありがたく思います。

○名和田委員

おくれて参りまして、済みません。きょうは、本当は授業で出られないはずだったのですが、松本さんを口説き落としに来てもらったので、そのときはいよいよということで参りました。

今、小田切先生から難しい課題を与えられました。松本さんのお話を聞きながら手元にメモしているものがありますので、後で松本さんにそれはおかしいと叱られるかもしれませんが、これに沿いながら少し補足あるいは意味づけみたいなことを言ってみたいと思います。

まず、最初のほうで、幼稚園、保育園、学童保育などを、必要に迫られてつくったとおっしゃいました。これは別に行政がつくってくれたわけではなくて、住民が手づくりしたという点をぜひ御留意いただきたいと思います。法律上の幼稚園ではなくて、横浜市が苦肉の策で幼稚園類似施設とかいって極めてわずかなお金を出したにすぎなくて、最初は廃車になったバスを園舎にするとか、そういう形で進められたものです。あの当時はそういう自主保育みたいなものが世界的に流行というか、必要に迫られてつくられていたその一環だと思いますが、そういう住民の手づくりの動きだったということを御留意いただきたいと思います。

それから、これだけ住民が自主的に必要とされる公共サービスをつくり出し、必要とされる合意を形成していったことの背景には、恐らく横浜市という都市の、高度成長期に爆発的に人口膨張したことを背景とした独特の行政サービスの薄さがあると思うのです。行政はほっとけばいいとか、行政はなるべく住民に手を出さないほうがいいのか、そういうことではありません。もちろん行政がやるべきことはたくさんあるのですけれども、こういったすぐれたコミュニティーができ、発展したという背景には、横浜市独特の構造があると感じております。

この点はちょっとした特殊性かも知れませんが、他方でやはり普遍的側面もあると思うのです。恐らくこのように特定の年代が一挙に入居してきて、その後、子供世代が抜けていき、親の世代は愛着があるからそのまま残って高齢化する。松本さんの資料のどこかに人口構成図がありましたけれども、あれはかなり多くの都市部の大規模住宅団地に共通した構造であって、それを今後どうするかというときに非常に参考になる普遍性に満ちた事例だと思います。

それから、地域運営協議会という肩書にきょうはさせていただいて、この有識者会議の関心がそこにあるということで合わせて頂いたかと思いますが、地域運営協議会の動

きを考えるときに、きょう御報告にあった、その前の段階が基盤のようになっていて、それが「地域のつどい」というものです。これは本当に住民が自主的に企画をして緩やかに集まったもので、今日、協議会が比較的順調に動いていることの基盤になっています。やはりいきなりできるわけではないということです。

これも最後に出てきたのですけれども、地域でお金が回る仕組みとか、地域で活動することがそのまま職となるといったような発想は実はかなり早くから、ドリームハイツで、あるいは松本さんの頭の中でということかも知れないのですけれども、非常に早くからおっしゃっていました。私、最初に、1987年だと思えますけれども、訪問したときにもそういうふうにおっしゃったのが非常に印象的で、今まさにそれが緊要な課題になっているという気がいたします。一応ボランティアベースの活動が多いのですけれども、そういった専門的なことはきちんとお金を出して人を雇って職とすべきだという考え方がずっと底流にあるという点にも御留意いただきたいと思えます。

これも言われたのでお気づきと思えますけれども、NPO法人、3つぐらいを合併したのですね。ちょっと前から伺っておりましたが、もう終わったのですね。いろいろ人材不足とかに対応するということがありますし、一緒にやったほうが便宜があるという点で、これはこの有識者会議でも話題になっている地域包括型の法人をつくるという点とつながる動きではないかと思えます。

それから、ドリームハイツが先進的、先駆的、開拓的に手がけたことについて後で制度が追いついてきて、それで飯が食えるようにと言いますか、職となる形で仕組みができていった例があります。全国レベルでもよく横浜市発でそういった仕組みがあるかと思うのですけれども、こういう循環を大事にすべきだと思います。市民活動が先駆的にそういうことをやってみて、うまくいき、かつそういうニーズがあるということがわかったら、それは日本国民の普遍的なニーズなのだから、やはり政府が一定の枠組みをつくるなりお金を出すなり何らかの対応をしてニーズを満たすような仕組みをつくる。そういった民主的社會におけるダイナミックな公共サービスの発展というものが大事にされるべきではないか、そういうことを感じさせる地域でもあると思えます。

最後に、「よこはま夢ファンド」のような資金とファシリテーター派遣というお話が出てきました。私は「よこはま夢ファンド」の審査部会の委員長でありまして、きのうも会議があったのですけれども、組織基盤強化というのを最近始めて、困難にぶち当たっているNPO法人を支援するという枠組みなのですが、びっくりするような、横浜市を代表するすぐれたNPO法人が「実は困っているのです」と申請してこられます。ドリームハイツも同じですけれども、ちょっとびっくりしています。さっきのきりりよしじまさんは最後のほうをちょっと聞いていただけですが、それぞれ団体のサイクルみたいなのがあって、10年ぐらいである種の壁があるのかという気がしております。そういうときに適切な支援が行われることが地域の運営を考えるときに重要なのかと思えます。ドリームハイツはそういったいろんなことを学ばせていただく地域ですが、最近なかなか足を運ぶ機会がなく、済みませ

ん。

以上が私の発言でございます。

○小田切座長

ありがとうございました。

1つの特殊性と、恐らく6つの普遍性、そんなふうにまとめていただきました。この普遍性というのは、都市の地域運営組織の中での普遍性、あるいは都市、農村を超えた普遍性、どのように考えたらよろしいでしょうか。

○名和田委員

私は、かなりの部分は両方共通していると感じております。私も農村はそんなにたくさんは行っていないのですが、行った先ではそういうふうに感じる人が多いです。

○小田切座長

牧野委員、お願いします。

○牧野委員

お二方の説明を聞いていて、おっしゃっていることはそのとおりでと思うのは、結局こういった優良事例をいかにしてこの報告書に入れていくか、なのですが、量的拡大、まさに横展開をどうやっていくかということは、これは各地域で云々ではなくて国全体で考えていくことだと思うのです。

優良事例がなぜこのような形で効果を出しているのかということをしかりと分析して、先ほど先生がおっしゃったような普遍性がどこにあるかを捉えて、それをいかに横展開していくか、それは恐らくこの報告書をまとめた次の課題として考えていかななくてはならないと思います。そこまで行かないと、国の考えている、経済財政諮問会議でもやっていますが、いわゆる経済の再生と財政の健全化を一体的に進めていくところまでいかないのではないか。言ってみれば一番身近なボトムアップの改革につながる話ですから、そのところはしっかり押さえたほうが良いと思っています。

○小田切座長

先ほどの御発言に続いて大きな課題をいただきまして、ありがとうございます。

ほかに松本様への御質問や御意見などございますでしょうか。

高橋さん、お願いします。

○高橋委員

松本さんのお話を聞いて、うちとどういうところが共通しているか、探してみました。まず、協議会というきっかけの中で、いろんな人が緩やかにつながる参加の場をつくったということがあります。その後、アンケートという形で意見を出し合う参画の場をつくって、それを今度は事業化するために、各コミュニティの団体が仕切るような仕組みができてきたと思うのです。これは、うちの仕組みと似ていまして、うちはアンケートというよりワークショップの中で、住民が参画する場所、住民が自分たちの活動を自分たちで仕切っていくという仕組みを展開してきたものですから、それは都市部であれ、農村部であれ、仕組みとしてそういうものがある程度コーディネートできれば、これは何らかの形でできるのではないかと。

多分、松本さんのところも行政に依存しないで住民がやったほうが早いという形でやってこられたと思うのですが、そういう情報をまず行政にも今後は自分たちのアクションを起こす上でもきちんと展開していくことが大事であって、それに対してどのような支援ができる、後方支援ができるかという部分があるとすれば協働の分野だと思います。

団体をつなぐコーディネーター、その辺の人材育成という部分はこれからの話で出てくると思うのですが、どう仕組みとしてつくっていくか、これも先ほどの牧野市長のお話ではないのですが、一自治体の問題ではなくて国として仕組みをある程度つくっていくかという思いです。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございます。横展開の具体的なあり方も語っていただきました。

ほかにいかがでしょうか。

私から、少し立ち入った話かもしれませんが、地域でお金が回る仕組みをいろいろチャレンジした、そんな話がありました。残念ながら実現できなかったその壁になったものは例えばどのようなものでしょうか。

○松本様

一つは、製薬会社と私たちが共同事業を取り組んだのですが、企業がその部分の経営が悪くなるとすぱっと切られて、私たちも細々と自分たちで認知症の取り組みをやっています。そういう企業の事情があつたりします。

あと、コミュニティビジネスとしてコミュニティカフェを中心に、マイショップという棚を貸しながら、そこにいろんな作品を並べながら収益を上げたり、毎日の飲食でほとんど家賃を稼いでいます。それがビジネスとしてもうちよときちっとできないかというので、今また再度練り直しているところなのですが、住民の主婦が食事をつくってということを経営として仕切る人がいなかった、私たちもそういうセンスがなかったということだと思います。

○小田切座長

ありがとうございます。

名和田先生、都市の地域運営組織の中での経済的活動の位置づけは、農山村と同様に広がっているのか、あるいは停滞局面にあるのか、このあたりを少し教えていただけませんかでしょうか。

○名和田委員

なかなか難しいですね。都市部は、ビジネスとか事業は一定の空間を占めなければいけないわけですが、その空間の値段が高いのです。家賃を払うので精いっぱいというのがかなりありますね。

それから、農山村のようにつくったものを売るというビジネスモデルは、もちろん近郊農業でつくったものを売るというのがありますけれども、そういうことが余り成り立たないということがあります。多分、都市部で比較的よく回っているのは、ビジネスという言い方が適当なのかどうか分かりませんが、介護保険事業で経営を安定させながら、その基盤の上に立って地域のニーズに応えたことをやっていく、こういうスタイルのものと、それから、今、松本さんがおっしゃったコミュニティカフェのようなものと、飲食は余りもうからないので、さっきちょっとおっしゃった小箱ショップ、棚の賃貸しをする、これで安いところだと家賃ととんとんぐらいの基盤を築ける。私の感覚だと都市部なら棚を借りてくれる人が半径10キロぐらいに十分なボリュームでいると思います。ドリームハイツのようにちょっと孤立した陸の孤島みたいなところだと棚を借りてくれる需要者が十分な数いないので、棚の値段を下げるとか、そういうことになるのかなと見ています。

松本さんがおっしゃったことを過大に言っているかもしれませんが、福祉活動者というのは、ビジネスとは称したくないという人も多いようです。ビジネスということに対して抵抗がある。だから、どうしてもボランティアです、あるいははるかに最低賃金を下回る有償ボランティアですという発想があって、それが壁になっているというのも変な話なのですけれども、経済的に成り立たせるのだという決意のもとに行われるというモチベーションもそんなに強くないという感じもいたします。この辺は、松本さん、異論があったらぜひお願いしたいと思いますが、そういうことを考えております。

○小田切座長

ありがとうございました。

今の点について、松本さん、いかがでしょうか。

○松本様

ビジネスに抵抗があるわけではなくて、ただ、福祉の活動をずっとして、社会福祉

協議会などから、3年間は援助するから後は自立しなさいということをよく言われるのですけれども、自立とは何だろうというのがいつも課題です。受益者負担とおっしゃっていましたが、お金のある人はどんどんサービスを受けられるけれども、お金のない人は受けられない。受益者負担の限界というのか、やはり福祉はそういう限界を感じて、障がい児のことも高齢者のこともやはり制度になればきちっとお金が支払われるのかと思っ
ていますが、今は、福祉が事業というのか、ビジネスになればいいなと思っています。

○小田切座長

ありがとうございました。

そろそろ時間になっておりますが、どうしても御質問や御意見があれば、よろしいですか。

都市と農山村の違いということ言えば、やはり利用や活用すべき地域資源の質が違う、そこらあたりは出てきたように思います。

さて、それでは、次の議題に入っていきたいと思いますが、松本さん、本当にありがとうございました。もしよろしければ次の議題に御参画いただいて、いろいろ御意見もいただければと思います。

次の議題は「最終報告の検討」であります。既にお手元に最終報告案を届けていると思いますが、中間報告案に加えた形で最終報告案が現在提示されております。まず、それについて事務局から御説明をお願いいたします。

○青柳次長

それでは、資料4でございます。中間取りまとめから加えたところを赤字で表示しておりますが、それをざっと紹介させていただきたいと思います。

目次は「都市部における取組」と「おわりに」を加えるということでございます。

2ページのところの赤字は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」への反映について触れさせていただいております。

13ページは、先ほども論点1で御紹介いたしました地縁型組織の法人格の話をもとめております。

まず、基本要素として、活動目的が、協議機能のみならず地域の課題解決に向けた何らかの事業や経済活動を行っていること、それから、地縁性（一定の区域を基礎とすること、相当数の住民により構成されること等）があることが挙げられる。

既存の法人制度を参考にしつつ、経済活動を行う地縁型組織の法人化を促進する上で現行制度の不足点について、以下で整理をしております。

国においては、内閣官房を中心に関係省庁が連携して、地縁型組織の法人化の促進に向けて、さらに具体的な検討を進めていくことが求められる。

法人の設立目的のところでは、先ほどのものでもございますように、活動の多様化に対

応して契約行為や委託事業の受託、寄附金や交付金の受け入れといった経済活動を行うためには、権利能力を取得することができるようにすることが望ましい。なお書きは、資産保有の観点でございます。

構成員については「したがって」以下に書かせていただいておりますけれども、区域に住所を有する全ての個人が構成員になることができるとともに、地域の相当数の住民が主体となって構成することとなる。これに加えて、区域外の者や自然人ではない団体の話については、先ほど申し上げたとおり、同列に扱うのは適切ではないのではないかと。すなわちということで、地縁型組織において、区域外の者や自然人ではない団体まで議決権を有する構成員とし得るような制度は適当ではなく、構成員は地域の住民に限りつつ、それ以外の者と連携・協力を行っていく上で必要があれば、賛助会員といった取り扱いをすることで足りると考えられるとしております。

次のページに行きまして、また、構成員数が多く、住民の異動の大きい地域について、組織の構成員名簿の管理が負担になっているという意見がございました。また、地域住民が自動的に入会するような仕組みにできないか、これについては結社の自由の観点から各種法人制度において社員名簿や構成員名簿の作成・更新は必要とされていること、実際にも総会の意思決定手続に不可欠であるということで、名簿の作成は必要だということでございます。

地域運営組織に関して、地域の課題解決のための事業を実施していく上で、当該組織が地域住民を代表する団体という性格が付与されるべきではないかという議論があるわけですが、例えば条例によって地域運営組織を指定して、地域代表性を確保している事例が見られるのですけれども、地域運営組織としての地縁型組織が実質的に地域代表性を有するためには、一定の区域を基礎としつつ、当該区域内の相当数の住民により構成されることが不可欠と考えられる。

このように何らかの仕組みで地域代表性を確保する必要があるのですけれども、この検討に当たっては、一つの地域に複数の地縁型組織が並立しないことを意味することにとどまるものであって、一定の地域全体を対象として活動しているその他の既存のNPO法人等の活動を排除するものではないと考えるべきであり、これら既存の地域運営組織の活動に制約が加わることはないようにする観点からも、特定の法人類型に限って行政との関係における地域代表性を付与する制度を創設することについては、慎重な検討が必要であるということです。

次のただし書きのところは、地方自治法の行政組織の一部ではない旨の規定との関係に触れております。

次のページ、ガバナンスでございますが、幾つか制度的な対応が求められている点があるということです。

まず第一に、法人の意思決定、これは大規模化が進んで構成員が非常に多数に上る組織もある場合、いわゆる総代会を設けることができるということのを参考にして、構成員が多

数になる場合には総代会類似の意思決定の仕組みを設けることも考えられる。ただし書きは、そういう場合であっても総会招集のことも配慮しなくてはいけないということです。

第二のところは、計算書類等の財務情報についての規定の整備でございます。また書きのところでは、監事について書いております。

20ページで、資金の確保のくだりがありますけれども、ここについては本日の議論を踏まえて追記する。また、事業実施のノウハウについても同様でございます。

21ページの(5)のところは、中間支援組織のくだりを23ページに書いておりますのと、22ページの最後のところは国の役割をもう少し追記しております。国において、都道府県と連携して全国的なフォーラムや各地域での説明会・意見交換会等の開催、あるいは地域運営組織の情報交換の場となる全国的なプラットフォームを構築、各地の取り組みの見える化や優良な取り組みを行っている地域運営組織の全国への情報発信を進めることが望ましいとしております。

23ページで、中間支援組織の育成・連携ということで、前回の議論を踏まえてということでございます。

企業経営ノウハウ等の高度な知識が必要となる場面もあることから、民間組織としての中間支援組織による経営コンサル機能や事務局員等への研修機能が重要である。

中間支援組織自体は、一市町村内で活動する組織から、広域で活動する組織まで多様でございますけれども、中間支援組織同士による情報交換等が重要であるということで、中間支援組織の交流の場の役割が重要であり、都道府県等において中間支援組織の実態把握とともに交流の場づくりも必要と、岩手県の事例を書いております。

地域運営組織のうち、協議機能を担う組織については、地域全体をマネジメントする機能を有していることから、地域における各事業組織に対する中間支援組織としての役割も果たし得るということで、協議機能を担う組織における中間支援実施能力の向上も重要ということに触れております。

24ページは、都市部における取り組みをちょっと書いておりますけれども、本日の議論を深掘りして記述させていただきたいと思っております。

最後の「おわりに」のところは、今後ということで、まずは「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂へ反映させるとともに、内閣官房を中心に、関係各省が連携して施策を進めて、必要な制度の構築や予算措置の充実、都道府県・市町村においては国との連携や地方公共団体間や中間支援組織との協働等によって地域運営組織の育成・取り組み促進に努めることが重要であるというまとめ方をしております。

25ページは、これまでの取り組み事例を参考資料として掲載する予定であるということでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○小田切座長

青柳次長、どうもありがとうございました。

それでは、ボリュームがありますので、幾つかのパートに区切っていきたいと思います。

3つに分けたいと思いますが、1から4まで、つまり9ページの上のほうです。ここを前半、第1のパートとさせていただきたいと思います。そして、今回、非常に大きな焦点となっております法人格の問題、法人化の推進ですが、なかんずく地縁型組織の法人格、ここについて2番目に議論してみたいと思います。つまり、9ページから17ページの上側までです。それから、17ページの(2)以降最後まで一括して第3パートとして議論させていただければと思います。

先ほどもございましたように、ここでの議論が最終報告に直結しますので、積極的かつ慎重に議論させていただきたいと思います。なおかつ、先ほども大きな議論が牧野市長から出ましたが、赤字の部分以外議論してはいけないということでは決してございません。むしろ中間報告以降の認識の深化によって黒字の部分も新たにつけ加えるところも出てくると思いますので、その辺も御遠慮なく議論いただきたいと思います。

それでは、第1パート、第1章から第4章までのところで、ここは既に牧野委員から議論が出ておりますが、よろしければもう一度、例えばどういうふうなニュアンスで書き直したらいいのか、御発言いただければと思います。

○牧野委員

どこをどうという話ではなくて、全体的なトーンで、私は最後の「おわりに」でどうしようかという感じで考えていたのですけれども。確かにこの有識者会議の入り口は、むしろ中山間地域等における状況に鑑みて、そのための地域における枠組みをどういうふうな形で再構築していくかというところから始まってきたと思います。しかし、いろんな事例の説明を受け、ここで議論を重ねている中で、やはり出口としてあるのは、国が当面している経済再生と財政健全化を一体的に進めるための最も身近な部分でのボトムアップ改革をどうするかという議論に直結している、そういった印象を持っております。

本来であれば、優良先進事例をしっかりと検証して、例えば基礎自治体がこれをやった場合とそうした運営組織がやった場合とを比較して一体どのぐらいの効果が出ていて、それを横展開すれば全体でどのぐらいの効果が出るかというようなところまで検証して、今、国が進めている地方からの工夫によるボトムアップ改革につなげていくような議論にしていくことが、国がこういった地域運営組織についてかかわっていく最大の動機の一つではないかと思います。つまり、国も地方も大変な財政難の中、行政サービスが非常に多様化して拡充が必要になっている。このギャップをどうしていくかということを考えたときに、こうした地域運営組織の果たす役割は大変大きいという捉えをまずすべきであって、そうした考え方のもとでボトムアップの改革として地域運営組織をどのように進めていくかという議論は国にとって大変重要であるという認識を持っていいのではないかと思います。

○小田切座長

ありがとうございました。

今の論点は、場合によったら、まさにおっしゃったように、24ページの「おわりに」の赤字で書いていただいている部分に今のような認識をつけ加える、ないしは強化する、そんなことにつながるのかもしれませんが。

第1パート、ほかにいかがでしょうか。

それでは、戻らせていただきたいと思います。これを2巡ぐらいさせていただきたいと思いますので、第2のパート、5の「(1)法人化の推進」というところです。先ほど申し上げましたように、9ページからの流れになりますが、17ページまで、ここにかかわって御議論いただきたいと思います。

既に議題の1番目でそれなりの議論をしておりますが、改めて文章化して、比重の問題あるいは流れの問題、そういったところでも御議論いただければと思います。

名和田先生、1番目の議題のときにいらっしゃらなかったのですが、御修正や御提案などあれば積極的にいただければと思います。いかがでしょうか。

○名和田委員

では、ぼんやり分けると3つぐらいのことを言いたいと思います。

1つは感想なのですが、前回か前々回か、認可地縁団体の法人制度について、今、地域運営組織あるいは地域自治組織とふだん言われるようなものは、大体、単位自治会ではなくて連合自治会の区域で組織されていて、これがここで言っている地域運営組織として活動して法人格をとるといった場面を考えると、今の認可地縁法人制度は単位自治会が法人になるということだと何とかなるのだけれども、大規模化して連合自治会の区域となるといろいろと不都合があるのではないかとといった問題提起をさせていただきました。もちろん会員管理は、ここに書かれているとおり、ちゃんとしなければいけないということだと思いますが、ガバナンスの点で総代会方式のようなものを考えてもいいのではないかと、そういうことをお書きいただいて、この点は、今の連合会自治会レベルで地域運営組織になり、それが法人となるといったときの課題を考えるとよい御提言をいただくことになるのではないかと感じております。

2つ目として地域代表性の問題です。これは質問めいたことになるのですが、今、多くの自治体が、特定のというか、地域を代表すると考えられる地域運営組織ないし地域自治組織を市長が認定するという仕組みを条例で設けるということをやっています。これは、特定の〇〇協議会、そういう地域組織に対してかなり充実した支援をする、交付金を出したり、そういったことをするためになぜ特別扱いするのかということをやっていることを正当化するために条例を定めて仕組み化しなければいけないという課題意識に基づいていると思います。実際、私も幾つかかかわっておりますけれども、そういう政策的試みはやってよいでしょうということを前提にいろいろ書かれていると理解してよろしいのでしょうか。

つまり、同じ区域にいろんな価値ある活動があつて、それはそれで排除されないのだということ的前提に、より充実した特別な支援の仕組みを考えることはもちろんオーケーですという理解でいいでしょうか。実際そういう仕組みをやっていると、だんだん広がってきて、協議会組織ではできないようなことをNPO法人を別につくって対応するとか、そういう動きも広がっていて、決して排除にはつながないと思いますので、そういった理解でよろしいのか、確認させていただきたいと思います。

3つ目は、先ほど牧野委員がおっしゃったことなのですが、地域運営組織がこれからの日本を支える根幹になるような、そういうトーンで考えてはどうかという御発言だったように理解したのですが、それはある意味そうだと思っていて、私もコミュニティーにはそういう可能性があると思っています。ただ、現状では、地域運営組織というのは課税権も持っていない。条例制定権も持っていない。要するに地方公共団体ではないわけです。さらに出資ということも今のところ考えられない。つまり、お金を集める力も法的に十分与えられていない。片肺、両肺もがれたような状況でそうなるというのはやはりかなり過酷な要求で、ドリームハイツみたいに過酷な要求を自分たちでこなしたすぐれたコミュニティーは幾つかあるのでしょうかけれども、それを本当に日本のこれからの再生の礎になるような組織にするのだったら何か仕組みをつくらなければいけない。そのところははっきり自覚しておくべきではないか。多分そういうことでこの有識者会議もあるのだと思いますけれども、そこは一応きちんと自覚をしておかなければいけないのではないかと感じました。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございました。

2点目は具体的な質問でもありましたので、事務局からお願いいたします。

○青柳次長

2点目の排除されないということは、おっしゃるとおりでございます、書きぶりが十分かどうかというところはありますけれども、15ページの下から2つ目の「このように」以下の記述はそれを強く意識してというところでございます。もう少し明確にすることも検討させていただきたいと思います。

○小田切座長

3点目にかかわっては、牧野委員の御主張と対抗的では決してなく、同じことをおっしゃっているのだらうと思います。牧野委員、それでよろしいでしょうか。

○牧野委員

先ほどのきりりさんもそうですけれども、まず自分たちでどこまでできるかやっという中で、当然、今、先生からお話があったようないろんな課題が出てくる。そういったものをいかに基礎自治体あるいは国等の行政でサポート、補完ができるかということではないかと思っています。基本的な考え方としては、やはり先ほど申し上げたように、このままでは全ての行政サービスを基礎自治体なりの行政が担当するという事は、もはやというか、はっきり言い切りますけれども、不可能であろうと思います。その担い手をどういう形で見出していくかという中で、こうした課題というものは非常に重要だという認識であります。

○小田切座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員

先ほど1番目の議題でも話題になりました区域外住民のことです。必ずしも地域運営組織の形として地縁型組織を選ばなければならないわけではないということなので、地縁型組織については、ここは厳し目というか、区域外住民については同列に扱わないということでもよろしいのではないかと思います。

例えばNPO法人の形、その他の法人の形でつくったところが何らかの形で地域代表性を得ていく場合には、最初の人にNPO法人は代表者がずっとかわらなかつたりして独裁的になる可能性があるのではないかと、乗っ取りの可能性が強いのではないかと御指摘もあつたので、例えば地縁型組織ではない団体、法人格が地域代表性を得る場合にはその法律で定められたこと以外に幾つかクリアしなければならない条件、そういったものも検討しなければいけないのかと思ひました。

○小田切座長

今の論点はいかがでしょう。多様な法人類型の中で地縁型組織以外の地域代表性の議論、そこがどういふふうにかかわってくるのか、そういう御質問でもあつたかと思ひます。

○池本委員

はい。

○青柳次長

ほかの法人類型というのは、もともと法人格の仕組み自体が地縁型とは結びついていないわけですね。ですから、何らかの条例とかで位置づけをしない限りは地域代表性には結

びつかないということで、ちょっときつく書いているのは地縁型組織ということなので、14ページのところ、あるいは1点目の論点のときもそういう書き方をしております。

NPO法人とかで地域代表性を持たせた場合の課題を触れるべきではないかという御趣旨であれば、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○池本委員

ありがとうございます。私がこれを読んだ限りでは、15ページのところですけども、地域代表性を検討するに当たっては、地縁型組織においてはというふうにして、先ほどおっしゃっていたNPO法人等の活動を排除するものではないと書かれている。そのことはよくわかったのですが、そうするとほかの法人格も地域代表性を得る可能性があるというふうに読めますので、その可能性があるという理解でよろしいですか。

○青柳次長

実例として地縁型組織の法人格といているものはこれからの制度を考えましょうという話ですけども、既に現行の法人形態を持っているものでも地域代表性を持たせているものはありますので、それは別に否定はしないです。

○池本委員

そのときに、地域運営組織として数えられるときのある一定の何らかの認定制度がというようなことも書いてあります。

○青柳次長

この認定制度というのは新たに制度をつくる場合の話で。

○池本委員

そのときに、NPO法人になるということと、もう一つ、地域代表性を得るためには次にまた幾つかクリアすべきステップがあるというようなことを書いてもよいのではないかと思ったということです。まだそれが明らかになっていないのは理解しております。

○小田切座長

多分、文章の構成全体にかかわるところで、地域代表性をどこに位置づけるのかということになるかと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○池本委員

ありがとうございます。

○小田切座長

名和田先生、飯島先生、今の論点は、法律的な立場上、何かございましたら。

○名和田委員

100%理解したかどうかわからないのですが、例えば現状を見ると地域代表性を持つ〇〇協議会という形でできている団体のかなりの部分ではないかと思うのですが、その区域内の自治会・町内会が入っていること、あるいはその3分の2が入っていることみたいな、そういう要件を置いている仕組みが多くあります。その区域内に住所を有する者だけがメンバーでなければならない、そういうつくりは必ずしも必然ではないし、そういう限定は置いていないと思います。済みません。今、手元に資料がないので確かではないのですが、〇〇協議会がNPO法人になったり一般社団法人になったりする事例が既にたくさんあるわけですね。そういう点を考えると、区域内に住所を有しない者も何らかの形で会員になっているということはあるのではないか。問題は恐らく議決権なのですね。そこはちゃんと現状を調べた上で物を言ったほうがいいかもしれないですね。

あと、自治会・町内会の中には区域内の法人が会員になっている場合もあります。新横浜町内会はたしかそうではないかと思います。そういう町内会でも協議会の構成団体になれるのか、そういう細かいことが恐らく気になってくるのだらうと思いますが、そういう点について余り細かいことをこの報告書に書くのはなじまないと思うので、大ざっぱなガイドラインみたいなことを記述できればいいのではないか。そういう細かい話を大まかにして、ここに文章を書けというのは事務局に対する無茶な注文のような気がするけれども、私も考え方がまとまっておりませんので、ない知恵を出して後でまた御意見を申し上げるかもわかりません。

○小田切座長

ありがとうございます。

飯島先生、よろしいですか。

○飯島委員

申しわけないですが、ちょっと趣旨がよくわからなかったのですが、私、そもそも地域代表性を有する組織が特別扱いできるのかということ自体からよくわからないところがございます。済みません。ちょっと趣旨がよくわかりませんでした。

○小田切座長

この地域代表性を法人類型に共通するものとして書き込むのか、あるいは地縁組織に限定した形のほうがよいのか、これは事務局とも協議させていただきまして、私のほうで原案を示させていただくということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今の論点以外で法人類型にかかわっていかがでしょうか。

○牧野委員

ほかの話でもいいですか。

○小田切座長

もちろん。

○牧野委員

先ほどは行政側からの話ばかりさせてもらったのですけれども、「おわりに」のところを見ていて、住民側からの話としてやはりここで確認させていただきたいと思っているのは、要は、地域コミュニティの質の向上を図っていくという観点がこの質的向上という部分だと思うのです。題名にもなっていますけれども、それが個人のQOL、生活の質の向上にもつながっているのだということを、優良事例の説明、発表を聞いていて思うところなのです。つまり、住民側から見ても、こういったコミュニティの質の向上を目指すことはみずからの生活の質の向上にもつながるものだとすることをちゃんと確認しておいたほうがいいのではないかと思います。単に行政が財政難でできないので行政サービスを押しつけている、そんなふうに誤解されるようなものではなく、まさに地域住民にとってもそうした方向性を出したほうがみずからの生活の質の向上につながるのだということも押さえておいたほうがいいと思います。

○小田切座長

ありがとうございました。

これも大きな論点をいただきました。具体的に言えば、4ページ、5ページの地域運営組織についての基本的な考え方、ここに今のような考え方を入れ込んでいくのか、あるいはここに置くということは農山漁村に限定的なことになりがちですので、最後のところに都市も含めてその論点を書き込むのか、そんな選択になろうかと思っています。

今の点をめぐって、あるいはほかの点でも構いません。対象を自由にしたいと思いますので、どこでも構いません。

矢野委員、お願いいたします。

○矢野委員

全体的なことと、先ほどの松本さんの都市部での生き方ということを考えて中で、私がずっと言っているのは、自分でできることは自分であるのだというその基本を崩してはいけない。個人も自治体もそうであろうと思っています。その中で、これまでは都市と山村という対立軸の見方をされていましたが、きょうの話を聞く中で、また、それぞれ

の委員さんの話を聞く中で、不安、課題は都市も山村も共通軸があるということを確認させていただきました。ということは、都市の山村であり、山村の都市であるという、それが地域運営組織という小さな組織の交流、人と人がつながることによってさらに深まっていくのではないかと強い思いを持っています。

前も言いましたが、自立という言葉は自分で完結することではない。地域の資源を生かしながら、また相手から資金の提供を受けて、それに見合う価値を提供する。その価値は物やサービスのことであってもいいのではないかと。それが基本であって、そういう運営組織を私はつくってきたところもあります。よいところを生かしながら都市と山村をつなげていくのだという仕組みづくり、もっと強くきずなを深めていく作業ができるのではないかと、その作業の仕組みを、国、県、市町村が役割を果たしていくべきではないかという思いを持っています。悪いところを直すよりもよいところを生かすことでこれからさらに進展していく、つながるのではないかと考えています。

最後に、この資料はすごくいいものができたと思います。しかし、これを今度どう伝えていくのか。牧野委員も言われていましたが、この伝え方にかかってくると思っています。伝えていく中では、設立前の考え方、相談体制ということもここに書かれていますけれども、それをしっかり見える化していく。さらに設立に向けてはアドバイザー的なことが重要になってくると思っています。そういう面で、小田切座長を初めとする学者の先生方の力というのは、私たちの意見よりもっと重要視されるのではないかと考えていますので、そういう先生方を要請に応じて送り込んでいくそれぞれの仕組みをつくっていくべきです。

そして、最後に私が思っているのは、これができたら、やはり大臣がみずからの言葉で、こういうことを決めたのだから、みんな頑張ろう、そういう伝え方、意思表示といいますか、そういう認定制度も含めて、私、いつも認定制度と言いますがけれども、そういうことも含めてやるともっとおもしろいだろうと思っています。

以上です。

○小田切座長

どうもありがとうございました。

これも「おわりに」の書き方の充実あるいは方向性を示していただいているというふうに思います。地域運営組織が都市と農山村の共生の軸となり得る、そういう新しい発想もいただきました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

名和田委員、お願いいたします。

○名和田委員

何度も済みません。おしまいのほうで、都市部における取り組みはこれからきょうの松本さんのお話も織り込んでかなり書いていただくということで、そのときの私なりの受け

とめはさっき発言させていただきましたので、それで貢献したということで、都市部については今後、事務局に頑張って書いていただきたいということでもあります。

一つ前のページにあります中間支援組織の育成のところなのですが、この文章をこう直せというような感想ではないのですが、自分なりに都市部の中間支援組織のことを考えると、例えば横浜を考えると370万人も人口がいて、先ほど発言しました横浜の独特な都市構造とそれに基づく市民文化というようなこともあって、複数、中間支援組織が市民社会の中から自生してくるということがあるのです。あるけれども、横浜市にしても既に区レベルに行くと、なかなかそういうものが出てこない。それから、お隣の川崎市も、民間というか、市民社会から生えてきた中間支援組織が一つあるという状況で、端的に言うとなかなか育たないのです。育成、連携と書いてあって、まさしくそれが必要だと思うのですが、行政とは違う立場で地域組織や市民活動を支援するようなものが必要だと思うのですが、なかなか育たない。

特に中間支援組織が、それこそ先ほど松本さんが疑問に付した自立という言葉を持弧つきで使うと、「自立」するためには、ほかの団体と違ってみずから事業をやってお金を稼ぐことはできなくて、どうしても行政から来るお金、市民活動センターの委託金とか、そういうものにこれまた持弧つきで「依存」するようになる。そういったようなこともあって、中間支援組織が少なくとも都市部ではなかなか育ちにくいということがあのような気がします。私の間違った認識かもしれませんが、そういうことを踏まえた上で、育成、連携ということについてぜひ委員の皆様からもお知恵をいただきながら、充実した書きぶりにしていただくと全国の参考になるのではないかと感じています。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございました。

中間支援組織の話は、大変重要な論点として前回から浮かび上がってきておりますので、さらに充実した書きぶりが求められると思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

加本委員、お願いします。

○加本委員

全体にかかわる問題かもしれませんが、地域運営組織が、例えば財政的な面、あるいは収益を上げるとか、そのほかいろんな課題解決とかいう以外に、地域の教育力あるいは地域力を高める、そういうような幅広い面で貢献していくといった住民サイドからの動きによって地域自体の質がかなり向上する。

例えば、私どもでは「ふるまい向上」というのをやっています。これは地域で子どもを育てる中において、今非常に問題になっている子どもたちのマナーとか、そんなものがな

かなか家庭ではできなくなっている。地域全体で子育てをやるとか、児童クラブとか、あるいはそのほかの預かり保育とか、そういう場所へ入って正しい生活習慣を身につけ、地域を変えていくというような、質を上げるというか、国民の意識を高める、そういうところにつながるのではないかと考えています。そういう面での効用というか、地縁型の組織をつくることによってそういうものが進んでいくのではないかと、これから新しい組織をつくるにあたってそういう成果もあるのだということがどこかにあれば、より新しい取り組み、考えが出てくるのではないかと考えています。

それと、財政的な基盤は特に中山間地域の場合、非常に厳しいです。そうした中で、地域の組織が自立していけるかどうか。組織を立ち上げて、2つ、3つ合流していかねば立ち行かなくなるのではないかと、国とか自治体が財政的な支援を継続できるのだろうかという面も含めて非常に心配する部分があります。そういう面で、しっかりと制度をつくり、それを形にして、継続できるように進めて欲しいと思っています。そして、地域が活性化するように取り組んで欲しいと思っています。

○小田切座長

ありがとうございます。

後半の論点は「おわりに」の部分にかかわるところだと思いますが、前半のほうはむしろ地域運営組織の教育的機能といいたいまいしょうか、多分そのときには子供たちだけではなく社会教育も含めた議論が必要なのだろうと思います。そういう意味では、中ごろに教育の問題、社会教育の問題、あるいは公民館との連携の課題などを場合によったら新たに書き加えることも検討させていただきたいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○加本委員

それに関連して、地域組織では、公民館的な活動も含め、生涯教育、社会教育といった活動にも取り組んでいるというのが地縁組織のありようだと思っていますので、その辺のところもご理解いただきたいと思っています。

○小田切座長

ありがとうございました。

時間が少なくなってきましたが、いかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員

資金の確保の部分に入ると思うのですが、生活支援なり高齢者の支援が求められるときに、行政と地域の協働の効率化を考えていかななくてはならないと思っています。そういう意味

で、必要最小限の財源確保という部分は、制度活用も含めて行政が仕組みをつくる。あと、住民がインホームなサービスという形で行政と連携してできるかという形を進めれば、今までのように協働にコストをかけてははどうしようもないわけで、やはりコストを考えながら協働を効率化していく。要は、どんどん先細りしていく町の中で、これは人的なコストも含めて仕組みとして起こさなくてはいけないのではないかと思います。少ない財源を住民が動くことによってクリアする部分、あるいはそこにはメンタルな利益として、そういう活動をするによって住民の生きがいであったり、あるいは仲間づくりというのが出てくるので、金額だけではない利益の最大化という部分を考えなくてはいけないのではないかと思います。

○小田切座長

ありがとうございました。
牧野委員、お願いします。

○牧野委員

最初の議論に戻ってしまう話で恐縮なのですが、結局、予算をつけるときに、これはばらまきではないということを説明しないと予算はつかないと私は思います。だからこそ、さっきから申し上げているように、これは長期的とは言いませんが、中期的に見て地域の経済再生と財政健全化に資する。できればそうしたことをちゃんと、すぐに数字を出せと言われますから、見える化して、こういうことを全国展開すればこれだけの効果が出ますということをしっかりと事務局で言ってもらって、予算を獲得するように頑張ってもらおうということなのではないか。そうでないと、単にこのように言っただけでは、ばらまきとどう違うのかという議論になってしまうと思っております。

○小田切座長

ありがとうございます。
御発言されたい方は、もう時間がわずかですので、積極的にお願いできればと思います。松本さんはお聞きになって何か特別な御発言があれば、どうぞ御遠慮なく。

○松本様

私も、とても新鮮だったのですけれども、今まで地縁組織とNPOとか、市民活動というのは余り仲がよくなって、なかなかNPOが認識されなかった時期があったのです。ただ、きょうははっきりわかったのは、地方でもそうやって連合町内会がこの組織になるわけですね。連合町内会の組織が新たに生まれ変わるといったらいいのでしょうか。改めて住民とともにこうやってつくっていかれるということは、すごく期待して楽しみにしているのですが、ただ、やはり当事者意識を育てるとか、住民が主体的にというのは、実際はとて

も難しいことではないかと思っていて、そういうのが全国のあちこちに育てばいいと思っています。

○小田切座長

どうもありがとうございます。

当事者意識という言葉は私たちも大切にしている言葉ですので、特に強調してみたいと思います。連合町内会の話は、名和田先生から補足していただけませんでしょうか。そういう場合もあるし、そうではない場合もある。

○名和田委員

協議会組織をつくったら連合が解散してそっちへ行ってしまったというケースは結構あって、そういうふうにイメージするのは非常にわかりやすいのではないかと。自治会以外にもいろいろ入るわけですね。民生委員協議会とか、老人クラブとか、子供会とか入るのですけれども、一番基盤になっているのは自治会です。そうすると、連合自治会を解散してそっちへ行くとか、あるいは協議会の名前を連合自治会にするとか、そういうケースもありますので、イメージとしてはそういうイメージがわかりやすいのではないかと考えております。

○小田切座長

私の経験でも、連合町内会の看板がけで終わってしまうと行政の下請化してしまう、そういう実態もあるようですので、場合によったら今おっしゃったような別組織ということが考え方として基本にあるのかもしれない。

ほかにいかがでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員

今の松本さんのお話にちょっと触発されて、確かに地縁型というものとNPOはしばらく交流がないような時期が続いていたと思うのですけれども、私の身近な市民活動の支援センター等に聞いてみても、これだけやってみても、地域運営組織というのはまだ聞いたことがないというところも結構たくさんあります。そういうところに、例えばこの報告書だけが行って、何かお金がおりそうだとか、地域代表性をどういうふうに入れるかみたいな話だけが先に走って、大事なところを飛ばして何か不穏な動きにつながったりすると嫌だなと危惧しているのですけれども、中間支援の方々へのレクチャーはしっかり機会があるといいと思いました。

それから、ちょっと細かいことなのですが、20ページの事業のところ「空き家や耕作放棄地等の活用を」と書いていただいているのですが、これは地域の資源を地域に

きっちり残していくという点でとても重要だと思っています。この受け入れ体制を整えるということの先に、それらを活用してきっちり収益を上げていくビジネスができる研修みたいなもの、そういうものを強目に書いていただけるといいと思います。ただ持っているというより、収益を上げるために地域の資源を地域に残す、そのために寄附や寄贈を進めていく必要もあるということをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○小田切座長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。前半にいただいた話は、恐らく牧野委員がおっしゃった何のための地域運営組織なのかということを確認にして、日本の社会、日本の経済とのかかわりを強調すべきだということともかかわると思います。報告書での強調ということもそうだと思いますが、要約版のような報告書のダイジェスト版もつくると思いますので、そのときの強調点の一つとして認識してみたいと思います。

おおむね時間ですが、よろしいですか。

それでは、本日の討議はここまでとさせていただきたいと思います。ただいいただいた意見を踏まえて、私のほうで事務局と相談しながら、最終報告案に反映し、次回会議において皆様に御確認いただき、最終報告を取りまとめてみたいと思います。

きょうはいろいろありがとうございました。特に横浜市の深谷台地域運営協議会の松本様には遅い時間までおつき合いいただきまして、本当にありがとうございます。いただいたお話をしっかり勉強させていただきたいと思います。

それでは、事務局にお返しします。

○吉田参事官

今回は最終回でございます。日程ですが、12月13日（火）の14時からということで予定しているところでございます。

本日の会議はここで閉会させていただきます。本日は御多忙の中、本当に熱心な御議論、どうもありがとうございました。